

## 競技概要(茨城ゴルフ倶楽部)

本競技は、日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルール・競技の条件を適用する。本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は、競技会場での掲示物に記載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は「一般の罰(2打罰)」となる。

### 競技の条件

1. 参加資格 プレーヤーは「競技規定」で定められる参加資格を満たしていなければならない。
2. スコアカードの提出 スコアリングエリア方式を採用する。
3. 競技終了時点 競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

### ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 18.2) アウトオブバウンズは白杭のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
2. 異常なコース状態(動かさない障害物を含む)(規則 16)
  - (1) 修理地
    - ① 青杭を立て、白線で囲まれた区域によって定める。
  - (2) 動かさない障害物
    - ① 排水溝。
    - ② 距離表示用のヤーデージマーク(距離表示用の杭を除く)。
    - ③ 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)。
    - ④ 固定スプリンクラー
    - ⑤ ジェネラルエリアにおける石積み

⑥動かさない障害物と白線でつながれている区域は、その動かさない障害物の一部として扱われる。

### 3. 不可分な物

(1) 樹木やその他の恒久的な物件に巻き付いたり、密着させてあるもの。

(2) ペナルティーエリア内にある人工の壁や杭でできた構造物。

### 4. プレーの中断と再開(規則 5.7)

(1) 即時中断(落雷等、切迫した危険がある場合) 委員会がプレー中断を宣言した場合、すべてのプレーヤーは直ちにプレーを止めなければならない。委員会がプレーを再開するまではストロークを行ってはならない。この競技の条件の違反の罰は失格。

(2) 通常の中断(日没やコースがプレー不能) 規則 5.7b.c.d に従って処置すること。

(3) プレーの中断と再開の合図は場内サイレンをもってプレーヤーに通知する。

5. 練習 プレーヤーは終了したばかりのグリーンやその近くで練習ストロークを行ってはならない。

## 【注意事項】

1. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とする。

2. 距離計測器は使用可。但し、高低差を計測することは認められない。

3. 正当な理由無くして前の組から 15 分以上遅れた時は、ペナルティを科すことがある。

4. 協会全ての試合に必ず上着着用で来場のこと。スパイクシューズでの入場は禁止とする。

5. 試合開始 40 分前までに協会受付を終了しなければならない。

6. 練習場使用可。希望者は練習場にて受付をすること。

ドライビングレンジにおいては備え付けの球を使用。

7. 病気・怪我等で欠席する場合は協会事務局まで、当日はコースに直接連絡すること。

無断欠席は次年度同試合への参加はできない。

